

リトルベビーハンドブックの 必要性と活用

板東あけみ

国際母子手帳委員会 事務局長
リトルベビーサークル全国ネットワーク 相談役
NPO法人ひまわりの会 理事

母子健康手帳は
なぜつらいのか？

自責の念・不安・孤立感

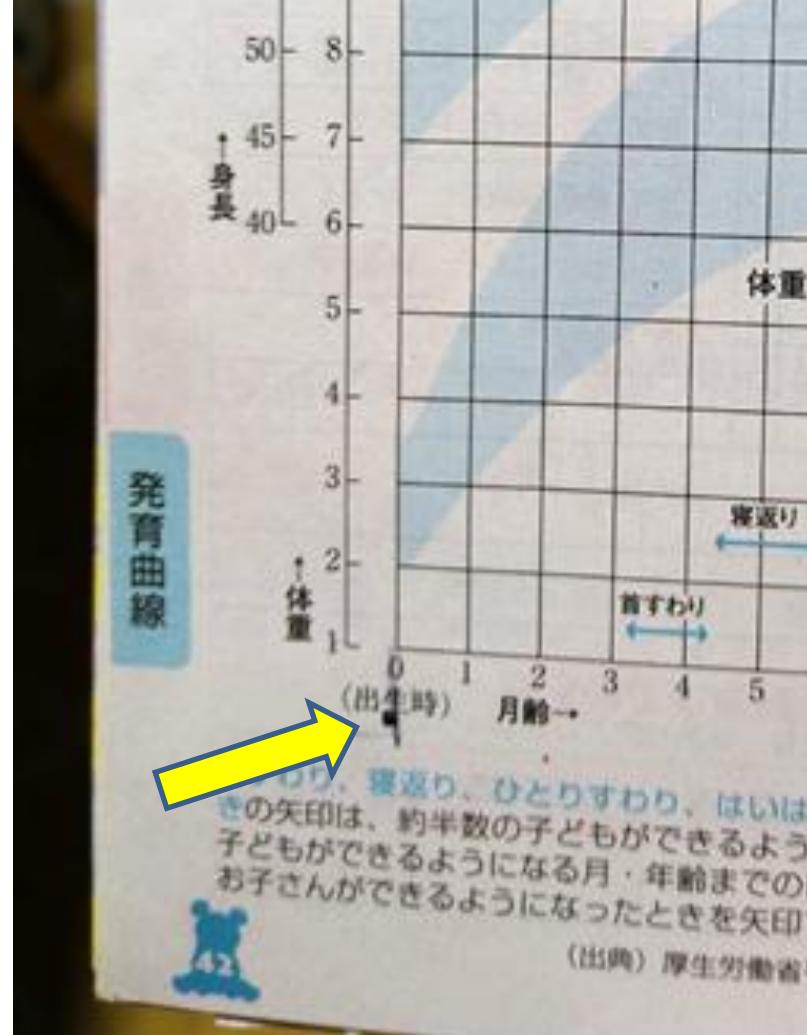
- ・成長曲線のグラフに点がうてないのは、国がわが子の生存を認めていないのではないか…
- ・パーセンタイルになかなかはいらないのは、私が小さく生んでしまったから…
- ・修正でかいても発育項目に「いいえ」がつづくので、将来どうなってしまうのだろう…
- ・家族にも友達にも話せない…

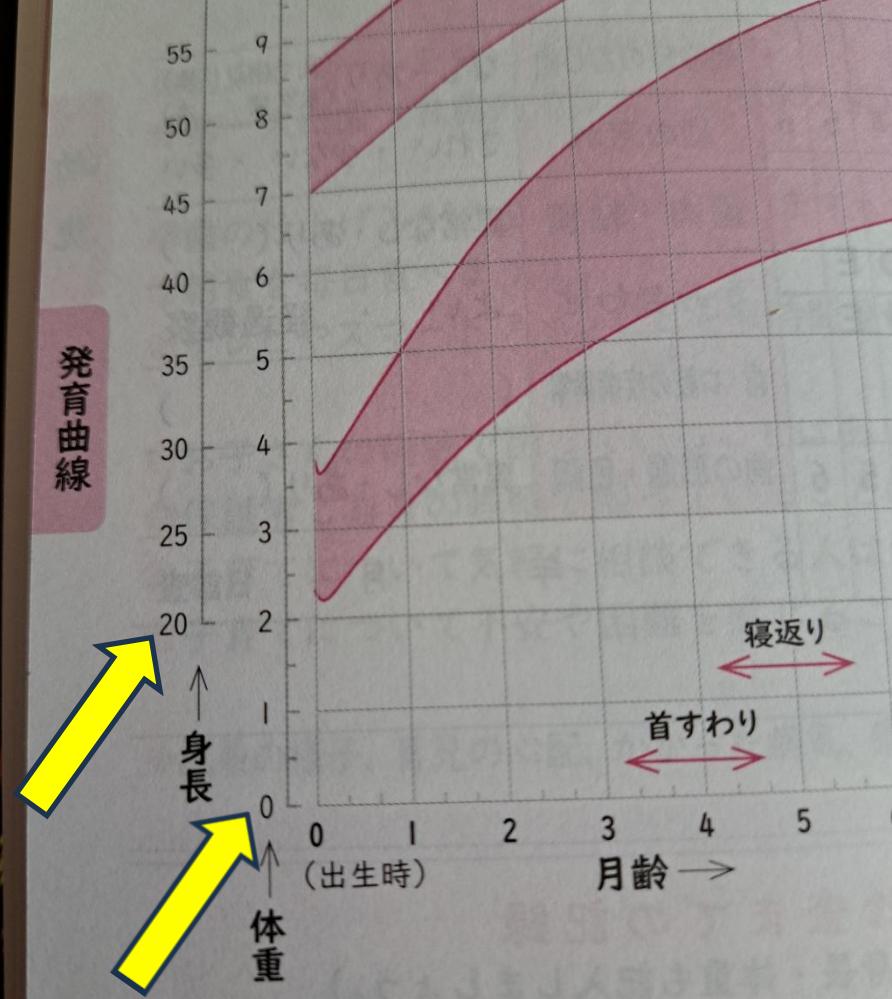
使いにくい母子手帳

例: 1kg以下の体重が書けない!

- 体重の最低は1kg
- 身長の最低は40cm
- 書こうと思ったら目盛りがない
- 「自分の子どもを国が否定?」

「493gだったので自分で点をうつたが、辛くて続けてマークできなかつた。」





母子手帳の成長曲線の改訂

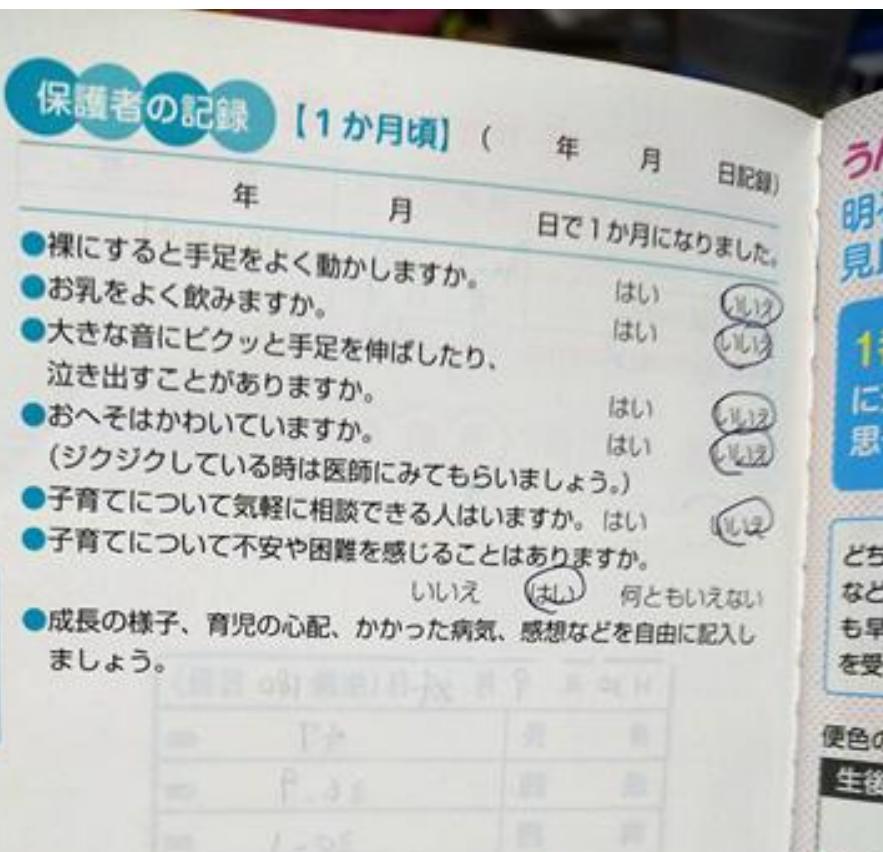
令和7年4月1日より実施

最低のメモリ

1kg → 0kg

40cm → 20cm

「いいえ」が続いてしまう……



修正月例で書いても
「いいえ」になることが多く、
また
「いいえ」が続くと、母子手
帳に書きたくなくなる。

リトルベビーハンドブック(LBH)
母子手帳を補うサブブック

特徴

- ①発育情報を書き込みながら、我が子が懸命に生きようとしていることを理解する。(標準と比べない)
- ②先輩経験者のコメントにより、安心感や、将来への期待感を得られるし、地元当事者サークルの情報を得られる。
- ③専門的な情報を得られる。
- ④地元の相談機関の連絡先が分かる。
- ⑤多様な医療機関、保健機関、相談機関などがLBHを読むことで医療記録の共有が可能。(コピー希望)

総称LBHが発行された年度

発行年度	発行冊数	都道府県名 赤字 県全体をカバーする独立した当事者サークルがない所
平成18年度	1	熊本
平成23年度	1	東京
平成29年度	1	静岡 (全都道府県に寄贈、50冊板東→サークルへ)
令和1年度	0	
令和2年度	5	佐賀 福岡 高知 広島 岐阜 静岡の7外国語版 (全都道府県へ)
令和3年度	2	山梨 福島
令和4年度	26	沖縄 鹿児島 宮崎 大分 長崎 高知 愛媛 鳥取 山口 岡山 兵庫 大阪 京都 滋賀 奈良 三重 福井 石川 富山 新潟 茨城 埼玉 群馬 栃木 宮城 北海道
令和5年度	9	香川 徳島 島根 長野 神奈川 千葉 山形 岩手 青森
令和6年度	2	和歌山 秋田



全国
47都道府県
の総称
リトルベビー
ハンドブック

配送と講習会

- 都道府県内の新生児集中治療室NICUのある病院と市町村へ配送
- 周知のための講習会実施(未実施の所あり)
- 保健師と助産師のみ又は幅広い対象者へ講習
- ポスターを作成して関連機関へ配布している県も複数ある

理想的な配布方法（某県某病院）

- 「これは当事者の想いを県が受けとめて作ったもの」という一言を添えて出産病院ですぐ家族に手渡す
- 家族が自宅で、面会中に経験したお子様の小さな変化を書き綴る。→我が子の大切な小さな変化を見つけて記載（標準と比べて苦しむことを和らげる。）
- 時々NICUに渡して、治療記録の記載
- 退院時に、看護師長が記載漏れがないか確認して一言添えて家族に渡す。

退院後にLBHが役立つ機会(問診票)

- ・夜間救急外来や救急車での緊急搬送時
- ・初診の医療機関（小児科、眼科、歯科など）
- ・乳幼児健診時や保健師の家庭訪問時
- ・産後ケア利用時や訪問看護利用時
- ・発達検査、発達相談、療育機関
- ・就園や就学相談の説明時
- ・療育手帳 申請や更新

今後の課題

- ・配付状況の確認 病院配布の定着勧奨
- ・改訂意見の収集 サークルと関係機関
- ・改訂版の作成
- ・母子保健関係者のみならず、家族がLBHを持っていきそうなところへのポスターでの周知
- ・LBHの紹介と周知のための講習会

●事務連絡令和6年9月27日

各都道府県・市町村・特別区 保育主管部(局) 御中

各都道府県・指定都市 教育委員会就学事務担当

1 低出生体重児に関する支援や制度等について

母子保健対策強化事業(母子保健衛生費国庫補助金)において、都道府県が低出生体重児向けの手帳の作成等のために協議会を設置し、手帳の作成や普及啓発等を行った場合には、国庫補助の対象とすることが可能です。

2 低出生体重児支援のための専門職への研修費用の補助等

母子保健対策強化事業(母子保健衛生費国庫補助金)において、都道府県が協議会を設置し、医療機関従事者等に対する研修会を実施した場合には、国庫補助の対象とすることが可能です。

3 就学時の対応

母子保健主管部局・保育主管部局におかれでは、就学に当たって不安を抱えている保護者を把握した場合には、状況に応じて市町村教育委員会において対応している就学相談をご案内いただくなど、市町村教育委員会と連携しながら、

保護者の不安の解消に向けた各支援等について情報提供いただくようお願いします。

1の効果？__LBHの改訂予定の県が増えてきている。

支援や理解を
必要としている課題



乳幼児健診の一例

- ・全体より30分早く12時に来所
- ・赤の個室に案内される
- ・各健診場所の用意ができ次第案内される
- ・LBHを持参、専門医への説明が短時間で実施
- ・個室待合を利用できたので、他の目をあまり気にせずにいられる

特別な配慮が必要な児に関する乳幼児健診等の母子保健施策における自治体の取組充実のための調査研究結果について(情報提供)令和7年5月

- 特別な配慮が必要な児に対する健診を推進するため、令和7年度から新たに、市町村が、当該児に対して訪問健診や個別健診等の個別対応を実施した場合のかかり増し経費を補助する「特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業」を創設しております。

産前・産後サポート事業ガイドライン

産後ケア事業ガイドライン 令和6年10月

4 対象時期

母子保健法第17条の2においては、産後ケア事業に関する市町村の努力義務の時期について「出産後1年以内」とされている。これは、従来実施されていた予算事業においては、出産直後から4か月頃までの時期が、一般に母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、育児に関する不安や生活上の困りごと等において専門的な指導又はケアが必要な時期として設定されたものである。しかしながら、低体重児等の場合に、入院期間の長期化で退院時期が出産後4か月を超える場合もあることや、妊産婦の自殺は出産後5か月以降にも認められる等、出産後1年を通じてメンタルヘルスケアの重要性が高いこと等を踏まえて、母子保健法において、「出産後1年以内」とされたところである。

そのため、市町村において産後ケア事業の対象時期を定める際には、こうした趣旨を踏まえ、母子及びその家族の状況、愛着形成の重要性、地域における産後の支援ニーズや社会資源の状況等を踏まえ判断する。

なお、早産児や低体重児の場合は、発育・発達の遅延等のリスクが大きいことから育児指導やケアの提供に当たっては、出産予定日を基準にした修正月齢を参考にした産後ケア事業の実施が考えられる

「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」を改訂 2025.9.30

(1) 授乳室で搾乳を行うこと等に関する改訂

- ・授乳・搾乳室に設置することが望ましい設備の具体例の見直し
- ・地方公共団体の取り組み事例の紹介の記載 等

NPO法人 ひまわりの会作成 高速SA、道の駅、等



By Akemi BANDO

大阪府庁



まだ未解決の課題

- NICU入院中の医療費以外の経費が高額(小さな紙おむつ、冷凍母乳パック、電動搾乳機等)
- 病院から自宅が遠隔地の場合、面会交通費
- 病院近くの宿泊場所の不足
- 病児保育園の不足
- 看護師のいる保育園の不足 等

緊急搬送先の病院
かかりつけ病院・
クリニック・歯科
放課後
デーサービス
学校
就学猶予相談

離職

幼稚園
こども園
保育園

LBHがつなぐ連携

関連機関の重要な
情報共有ツール

By Akemi BANDO

出生病院

当事者サークル

保健センター

産後ケア

発達相談センター

発達検査

療育センター

訪問看護
ステーション
病児保育

何が協力できるのか

ありがとうございました。